

平成 21 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 21 年 3 月 2 日（月曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 5 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において中村善吉議員及び吉田瑞生議員を指名いたします。

---

## 日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

先日に引き続きまして、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8 番森長一郎議員の登壇を許します。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

おはようございます。

私の質問は大綱 2 点であります。

まず最初に、2 月 19 日に菊地健次郎市長が表明されました平成 21 年度施政方針の中の政策重点項目の一つ、「史都市心の顔づくり」についてであります。

この中で、市長は、「多賀城駅北側と南側の一体的整備を進め、活気に満ちあふれ、さらには、『史都 多賀城』にふさわしい景観を持つ良好な市街地を形成してまいります」と述べており、連続立体高架事業も順調に進んでいることから、恒常的な渋滞の緩和や、新多賀城駅の完成等を含め、工事の完了が楽しみに待たれているところでもあります。

その高架工事が進む中、多賀城駅南側の景観に変化があらわれ、それは庁舎からも確認され、一日、一日視界の中から多賀城に一時代を築いた歴史が少しずつ消しゴムで消されていくようで、寂寥感をも感じるのであります。それは、旧長崎屋多賀城店の解体の現実であります。

長崎屋多賀城店は、本体である株式会社長崎屋が 2000 年 2 月に会社更生法を申請したことにより、2002 年 9 月に 15 年間の営業の幕を閉じ、その後、債権所有者がかわるなどしながらも進展がなく、駅前の一等地でありながら廃屋の体をなし、一部の市民からは、「市で購入、活用したらいいのではないか」という声も出ていたのであります。

そのような中、先んじて、当局より説明会の中で若干触れてはいたのでありますが、時を待たずに 2008 年 11 月 22 日の河北新報に、「多賀城駅前旧長崎屋跡地 仙台の医療法人が一部取得」の記事が掲載されたのであります。

売却された土地は旧店舗敷地約 5,600 平方メートルのうち、長崎屋の持ち分となっていた約 1,500 平方メートルであり、敷地内の駐輪場も含め、長崎屋が所有する地上 4 階の旧店舗の建物は無償譲渡され、医療法人が費用を負担し解体するということで、解体工事期間は 11 月 21 日から 4 月 30 日だそうであります。

また、長崎屋は、所有分以外の土地を別の地権者 3 者から 2009 年 9 月までの契約で借りているということですが、多賀城市分も隣接していることから、単純に、「民間の問題です」とは言えないと思われまして、市長の施政方針の重要なポイントとも言える旧長崎屋跡地について、当局の今後の構想を伺うものであります。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

次に、人口減少対策と産業振興についてであります。

去る2月3日午後6時より、七ヶ浜中央公民館を会場に、多賀城・七ヶ浜商工会七ヶ浜地区合同支部事業として、講師に山形県庄内町原田眞樹町長をお迎えし、「事例から学ぶ みんなでつくる住民満足度日本一」と題し、新春講演会が開催されたのであります。

講演会案内チラシには、「山形県庄内町（人口2万4,000人、平成17年7月1日合併）の原田町長は、『住民満足度日本一のまちはみんなでつくる』をモットーに、庄内町が好きで、町のために尽くしたいと、みんなでまちづくりをしたい、こんな人がふえることを目指し奮闘しています。今回、原田町長をお招きし、特に住宅建設の促進と住宅取得の支援で、景気回復と人口増を目的に実施している持ち家住宅建設祝金制度や、地域産業の事例について御講演をいただきます」とあり、規模は違えども、酒田市、鶴岡市の通勤圏にあり、仙台市に隣接する我が多賀城市と環境的にもよく似ており、住宅取得の支援、景気の悪化、とりわけ表題の地元業者の支援、市税の落ち込み対策の三方一両得の即効性、実効性のある施策に興味を持ち、参加させていただきました。

原田町長は、庄内町のまちづくりの方針、心構え、基本的な考え方を話され、そして各分野にかかわる現在、そして今後の施策をもわかりやすく、住民満足度日本一を目指していることがひしひしと伝わり、菊地健次郎市長が多賀城市を語る姿と重なるようでもありました。

その中で、原田町長は、「産業振興なくして町の発展なし」とし、平成20年度から創設された庄内町持ち家住宅建設祝金制度について話されたのでありますが、これを庄内町のホームページから引用、御紹介したいと思います。

「庄内町住宅建設祝金のお知らせ」、地元の大工さんに頼んで家を新築したり直したりする場合に、お祝い金を交付します。

事業の目的 庄内町にみずから居住する住宅及び町内において営業する店舗等の修繕、増改築、新築を行うために必要な経費に対して、祝い金を交付することにより、住環境の整備を図るとともに、地元関連業界の振興及び消費需要の拡大を図り、景気浮揚に資することを目的として、平成20年度から平成22年度までの3力年で実施します。

交付申込み 受け付け開始日、平成20年4月15日（火曜日）から随時。

交付が受けられる方 以下の1から5までのすべてに該当する方、1、次の建物の新築、増改築、修繕を行う方。町内でみずから居住する住宅、町内でみずから営む店舗、町内でみずから使用する附属建物（基礎と周壁を有するもの。例えば車庫、作業所、物置等）、2、工事の際、町内業者と契約する方。町内業者とは、庄内町商工会に加入しており、かつ庄内町に法人町民税を納付している法人、または庄内町商工会に加入している個人事業者（下請をさせる場合は町内業者を2分の1以上とする）、3、庄内町持ち家住宅建設資金特別貸し付け利子補給（上限500万円を受けない方）、4、当該年度の2月末日まで工事完了届けの提出が可能な方、5、町税（国民健康保険税を含む）の滞納がない方。

交付対象工事費 1、1戸当たり50万円以上とし、その限度は1,000万円以内とします（ただし、10万円単位とします）。2、庄内町排水設備等設置改造資金あっせん及び利子補給（上限100万円を受ける場合は、上限900万円となります）。

祝金交付額 対象工事の5%を交付します（2万5,000円から50万円まで）。

としており、平成20年度の実績は、当初予算で1,000万円を計上し、6月補正で600万円増額、9月補正で400万円増額、12月補正で300万円増額、これにより補助総数109件、総額2,300万円の補助実績となり、約6億円の経済効果を創出し、また、商工会の加入者も急増したそうでもあります。

また、多賀城市においては人口減少には至ってはおりませんし、人口に対しての高齢化率も県内では低い方ではありますが、少子化は進んでおり、近い将来予測できる問題とも考えられ、工場誘致に伴う住環境整備、民間の借家、空き室対策、ひいては定住のきっかけともなるべく、若者定住家賃補助、いわゆる定住促進補助制度創設の提案であります。

さきの庄内町でも、平成 21 年度の施策として、予算が第 1 回定例会に上程される予定になっております。

上記庄内町の概案では、聞き取りをした段階ではまだ明確にはなっていなかったのですが、定住住宅を新築することを条件に、40 歳までの方で、企業より支給される住宅手当を除いた 2 分の 1 を町が補てんし、5 年以内のプール期間を経、また、補助総額上限を 150 万円とし、若者の定住化を推進するというような内容でございました。

もちろん、若者の定住のための出産、育児、教育、医療など、住環境もソフト・ハード面の整備が必要で、対応も逐次行っているようであります。

この施策については、全国の市町村でも類似した内容で成果に結びつけており、我が多賀城市でも一考の価値はあると思うのであります。

原点は、住民・業者・行政、皆 1 両得の考え方にあり、民間的発想の源であります。

そこで、大綱 2 点目の質問の第 1 は、少子高齢化対策としても、若者の定住のための家賃補助など、定住促進補助制度を設けてはいかがか。

第 2 に、定住化にもつながり、地元建設業の活性化のためにも、持ち家住宅建設祝金制度を設けてはいかがか。

以上、御提案申し上げるものであります。以上、大綱 2 点について御答弁をお願いいたしまして、私の最初の質問とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答えいたします。

解体工事が進んでいる旧長崎屋多賀城店の跡地の活用構想についてであります。本市といたしましても、当該土地はいわば本市の顔でありますことから、今後も一体的かつ高度利用をしていただき、にぎわいと活力のある建物にしていきたいと思っております。

この件につきまして、改めまして地権者の皆様に確認してまいりました。私自身も直接お会いしまして確認したわけでございますけれども、地権者の皆様も同じように、そのようにしたいという御意向でございました。

この土地は、非常にポテンシャルが高く、魅力のある土地ではありますが、当該土地を一体的かつ高度に利用していただけるようなデベロッパーなどの出現を待っているわけでございますけれども、御存じのように、昨今の世界同時不況の余波といえますか、を受けて、まだまだまとまる見込みがないということでございまして、森議員も大体その辺のことは御承知ではないかというふうに思っております。

今までも、多賀城市として、私が就任してからですけれども、別にじっと待っているだけではございません。いろいろなところに出かけていって、いろいろな方々とお会いして、お願いはしてあるのですけれども、なかなかそれをまとめ上げられるようなところが、なかなか出現してこないというふうなことを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

次に、定住促進補助制度及び持ち家住宅建設祝金制度に関する御質問ですが、これらの制度は、過疎対策や若者の定住促進等を目的とした制度であり、家賃補助制度や住宅及び土地の購入に際しての奨励金の支給、空き屋情報の提供等を行っている例があることは認識をしております。

しかしながら、先ほど森議員からもありましたけれども、本市の人口構成は、ほかの都市と比較して高齢化率が低いと。そして若年層人口が多いという特徴がありまして、都市形態や立地条件も仙台市に隣接しており、交通の利便性が高く、アパートなどの賃貸住宅が多いといったことなどを考えた場合に、家賃補助にしても、住宅購入奨励金にしても、現時点において必要性、緊急性は必ずしも高くはないというふうに思っております。

なお、本市におきましては、御存じのように、新年度から乳幼児医療費助成対象年齢の拡大を実施するほかに、就労人口の確保対策及び企業立地促進など、優先すべき課題があると認識しております。

しかし、本市の将来人口推計においても、少子高齢化が見込まれておりますので、これは将来の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

8番森長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

まず、第1点の、旧長崎屋の跡地の件でございます。こちらに関しましては、今、市長がおっしゃったとおり、個々のお話は随分とされていると、こういうふうにも伺ってありました。

それで、ただ、その経過後と、定期的な、例えば地権者の方々との会議を持つとか、その辺で情報の共有が必要ではないのかと思います。その辺で多分不安な状態なのかなと。ましてや、市民からすれば、また同じような形で退廃してしまう。塩漬けになってしまうというふうなことが危惧されるわけでございますので、その辺のところ、地権者、それから市民への情報提供ないし協議の場が必要なのではないかと思いますので、ぜひそのことをお考えいただきたいと思います。この件、御答弁をお願いいたします。

もう一つ、こちらの方なのですけれども、非常に答えにくい問題だろうなと。というのは、非常にこれはいろいろな所管にまたがった問題でございまして、ただ、建設課の方、それから産業振興にまたがる部分で、今、少子高齢化だけ取り上げますと、なかなか今のお答えで、その環境もいろいろあると。ないし、住まわれる方の満足度もあるというふうなことだと思っております。

ただ、その産業振興の部分、今、多分一番あおりを食っているのが建設関係の方々かというふうなこと。ましてや、多分庄内町、山形の大工さんと言えば有名ですから、死活問題であるのだろうなと。ただ、山形の大工さんだけではなくて、多賀城の大工さんたちもこれはしんどいと。

やはりその辺で、産業振興の部分では支援の形をとる、商業者、商工業者、なかなか今は大変な時代でありますし、その部分で、あとは定住化を図る意味で、その支援も考えてはいいのではないかというふうに思います。

先ほどの6億円の経済効果というふうなところが非常にみそでございまして、時限的なもので、3年間というふうなことで考えていると。ということは、この景気は政府の方も3年間で何とか復興のめどをつけたいというようなことでありますので、非常に効果のある制度ではないかと。

できるのであれば、早目に着手していただきたいと思うのですけれども、今の問題と、2点お答えください。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

長崎屋の問題ですが、定期的に話し合うということで、森議員おっしゃいましたけれども、なかなか定期的にといいですか、御存じのように3人地権者いらっしゃいます。新聞に載ったので、具体的に言ってもよろしいかと思うのですけれども、松田会さんですね、松田会さんの理事長さん、私のところにお見えになりまして、多賀城市の考え方に従いますということです。他の地権者の方々もそうなのです。

ただ、これをまとめてくれるところがなかなかないのです。まとめてくれる。いろいろ地権者の内部でもいろいろ問題があったりしまして、何とかことしの9月ですか、期限が来るということで、ただ、先ほど言いましたように、経済状況がこういう状況ですので、まとめる大手の商社なりデベロッパーなり、その方々もなかなか手をこまねいているという状況ではないかというふうな感じがいたします。

ですから、いろいろなことが、要素があって、ぼんとまとめるわけにもいかない。去年、おとしあたりもいろいろな方々が来て、今度は大丈夫だろうと思ったのがだめになったりということで、多賀城市が例えば半分ぐらい持っている土地であれば、またこれは考え方が全く違うわけですけれども、市自体が持っていないということも相まって、なかなか進まないということでございます。

促進できるように、何とか多賀城市でも担当と一緒に頑張って頑張りますので、その辺は頑張りたいと思います。

それから、産業振興の方ですけれども、庄内町のことを例にとって、産業振興、これからまだまだ、例えば町の建設業の、自分の腕でやっている方々、大手の方ではなくて、自分の、やはり多賀城市内で建設業等を営んでいる方々にとっては、やはり何かの刺激になるようなことをしてあげないといけないような状況かなという気もしております。

ただ、多賀城市の方でも、それなりに発注工事もしておりますので、恐らく次の平成21年度の補正などで、国の方もインフラ整備等に力を入れてくるのではないかと思いますから、そちらの方の様子を見ながら、何とかカバーできるように持っていきたい。これはもう少し長い目で、庄内の例は考えていく必要があるのかなと。

将来的に少子高齢化は多賀城市も待ったなし、あと四、五年先には必ずそういうふうなことで、逆転していくような状況でございまして、そのときにいろいろと参考にさせていただければというふうに思っています。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

まず、長崎屋の件につきましては、市の方の御努力もひしひしと伝わってまいりまして、ただ、情報の共有ということが多分大事なのだろうなというふうに思います。その一生懸命の努力がなかなか伝わらないというところなのだと思います。ぜひ、細かい、定期的までは無理としても、情報の共有を図るように御努力をしていただきたいというふうに思います。

もう 1 点、庄内町、これ庄内町というふうの一つの例を出してしまうと、規模の小さい農村地帯というふうな形でとらえられて、なかなか多賀城市にはそぐわないのではないかと、というような考え方になるのですが、実はこれ、この線、決して農村部だけではなくて、都市部でもやっている市町村がございます。

実際、先ほど、「長い目で」とおっしゃったのですけれども、先ほど私申し上げたとおり、3 年間なら 3 年間という時限的なもの、要は、ここを何とか乗り越えてというふうなところなのでしょう。ということで、即効性があるというふうな、それで 6 億円の経済効果をつくったという実績があるわけです。

大変失礼な言い方かもしれませんが、庄内町で 6 億円の経済効果を生み出したというふうなことであります。

一つは、この 6 億円の経済効果とともに、商工会の加入者がふえたというふうなことであります。ということは、いかに内需を喚起したかというふうなことにつながると思います。ここは三方一両得という、要は、そうやって新築の家がふえれば固定資産税も入る、市税のアップにもつながる、それから、それを利用される、活用される市民もよくなる、そして、それにかかわる業者の方々もよくなるというのが、三方一両得という内容でございます。これがあきんどの発想の源です。みんながよくなければ進まない。どこかだけがもうかるのであれば、これは長続きしないというふうな内容なのです。

ぜひこの辺のところ、非常にいいなと、要は、ただ単に、例えば投資をしていくだけではなくて、その投資に結びついた経済効果があらわれる。もう市長も御存じだとは思いますが、ぜひこの辺のところを考えていただいて、まず予算、今の金額から、同じような条件であれば、2,300 万円で 6 億円というふうな経済効果、そこから発生する長い市税のプラスを考えてはいかがか、というふうなことも期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員の登壇を許します。

（4 番 伏谷修一議員登壇）

○4 番（伏谷修一議員）

通告どおり 1 点について質問いたします。

初めに、今回の質問に関して、平成 19 年第 3 回定例会においても、昌浦泰己議員が自治基本条例、本市の認識と策定についての考えを質問しております。



そして、策定についての回答も、「本市の自治の基本を定める最高の機関として、自治基本条例はいずれは制定したい」とのお考えと、また、「条例制定に向けて、本市を構成するすべての市民にかかわることから、条例の制定作業に際しましては、その機運を高めていくための取り組みを行うと同時に、主権者である市民の合意形成を十分図るため、タウンミーティングや住民懇談会を積極的に開催していかなければならない」という認識をいただいておりますが、あえて、実現に向けてのプロセスを再度、平成 21 年度施政方針並びに予算案説明要旨において、その政策重点項目「市民の力を存分に発揮できる地域環境の整備について」からお伺いいたします。

第 5 次総合計画の策定方針につきましては、市民とともに考えていくための「まちづくり懇談会」を開催し、職員も一体となって、積極的にあすのまちづくりに参加することは、おのおのが責任を持つために、その実行力は高まるに違いありません。昨年 6 月からオープンした市民活動サポートセンターは、多くの市民活動団体や自治組織などの活動が円滑に行われるための総合的な支援は、総体的に効果があらわれているという感じを受けます。

また、市民参加のまちづくりに関する新たな取り組みの中に、地域内分権の具体的推進方針を市民とともに探り、市民の相互学習の推進と地域自治を担う人材の育成を図る多賀城住民自治基盤形成プロジェクト事業の実施から、本市のまちづくりに対する意識の強さが明確にあらわれ、かつ、市民参画とともに推進することから見ても、この機会に多賀城市の自治基本条例の必要性とその時期に関しても第 5 次総合計画の中に言明すべきと考えます。

平成 11 年に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律(地方分権推進一括法)」により、地方自治体はその進むべき道を分権型の行政システムへの移行をせざるを得なくなりました。地方分権について語られている書籍のほとんどには、明治維新、戦後改革に次ぐ第 3 の改革とされています。

第 1 の改革は、幕藩体制が天皇主権国家にかわり、第 2 の改革は、天皇主権から国民主権に大きく転換し、地方分権はそれに次ぐ第 3 の改革に位置づけられています。

端的に言えば、それぞれの関係を、国をトップに縦列的な関係から、市民を主体に並列的な関係を築いたことです。

あえて地方分権についてのおのおののファクターの責任については論じませんが、今まではほかのだれかに依存してきた事柄も、みずからが考え、実行していく責務を問われている理由です。

そのために、各自治体について、自分の住むまちがどのような顔をして、どんな体型をして、得意なことは何かなど、まちを把握することが必要で、そのためのルールづくり、自治体の憲法、基本となる決まり、自治基本条例の必要性がそこにあると思います。

昨年から続く経済不況の報道から、市民の社会全体に対する閉塞感は想像以上のものです。情報の伝達も非常にスピードが増して、身近な経済動向もかなり鈍化し、売り上げの減少傾向も顕著になっています。情報の伝達速度が早くなっている分、条例などの策定に対しても速度を上げていくべきと考えます。

国は 1,800 ぐらいからの自治体で形成されています。多賀城市は約 2 万 4,000 世帯数から成り立っています。国が成り立っていく上で一番危惧されていることは、間違いなく少子化の問題ではないでしょうか。

本市の平成 22 年の人口約 6 万 4,000 人に対して、ゼロ歳から 14 歳、15 歳から 64 歳、65 歳以上の人口構成率は、おのおの 15%、66%、19%と推計しています。65 歳以上の人

口が5分の1弱になります。多賀城はまだまだ若い世代の区分が高いと感じている人も多いでしょうが、10年後には構成率が25%になり、全体の4分の1が65歳以上の市民になります。

もちろん、市政全体をバランスよく考察し、事業などを決定し、予算を組み立て、まちを運営していかなければなりません。現在、出生率が1.26となっている数値から、今後予想される人口減少の率よりプラス5%以上の税収減が考えられ、同時に社会保障費は7割近くに増加し、支出に占める割合は5割を超えているのが現状です。

これまでの4分の3の費用で現時点の生活を持続させ、確実に増加する経費負担をどのように賄っていくか、とても恐ろしい現実を間近に迎えようとしている中、自治体を構成するメンバー・市長、市民、行政職員、議員が共通認識をすることが大切で、そのためにはおのこの自治体の身の丈に合った内容をつくり上げることが最も重要であります。そのためのルールが条例であります。

本来ならば、多くの市民から、「条例が必要」という声が沸き上がるぐらいの盛り上がりを持って、条例化していくことが望ましいとの市長の見解でもありますが、条例をつくる過程で盛り上がりをつくっていくのもその一つの方策ではないでしょうか。

私がいただいた資料の中に、岩手県北上市が行っている協働によるまちづくりの考え方に、ニーズに応じられるまちづくりの道具が協働であるというコンセプトから、一つに、まちづくり協働推進条例、二つに、協働手順書、三つに、協働推進審議会を初め10項目の協働推進ツールを用意しています。

北上市では、自治体メンバーの協働のまちづくりの意味を浸透させ、徹底した協働推進への導きを出すためのメニューが多く、職員自身の意識レベルも高く、行政区との連携を図る体制も拡充しています。

また、北上市の総合計画におけるまちづくりの推進体制の一つで、ある協働の取り組みを確立するため、「北上市まちづくり推進条例」を制定し、市民・企業・行政の協働による事業実施をこれまで以上に推進する姿勢を明確にするとともに、とにかく協働に対する意識づけはすばらしく、市民の理解度も高く、見習うべき点は多々見受けられます。

このような事例を本市の状況に照らし合わせ、まず第5次総合計画への市民参画、そしてこれまで以上に協働のまちづくりへの意識づけを、自治組織や市民活動団体へ協力態勢を整え、重要な施策の企画、立案、実行、評価の各段階において、協働手法を整備することが急務となっていることは、先進地の事例からも確認することができます。

恐らく、まだ多賀城においては、条例制定に至るまでの核として進めていくべき理念を求める声も少なく、またポリシーも明確でないために、まだ早いと考えているのではないのでしょうか。

本来ならば、最初に述べましたが、第3の改革と言われる地方分権一括法のもと、地方分権元年から、自治体みずから地方自治法とは別のまちの憲法が必要ではなかったかと思えます。生活様式も多種多様化した社会において、その解決を図ることは困難であることに気づいたときは、当事者になったときであるのが大半で、想定していても、その解決策は機能していないことも現実的には相当数あると考えることができます。

第4次総合計画での多賀城のまちのアンケートについて、多賀城に対するそのイメージは、89%、約9割の方が、「歴史資源に恵まれたまち」として答え、ほかには「買い物 convenient である」と「生活環境に恵まれている」、そして9割弱の方が、「住みよい」または「どちらかといえば住みよい」と答えています。

このことから、他自治体に比べて住み心地のいい面からも、心地よい多賀城であったため、過去において条例の必要性を重視していなかったことも要因の一つにあるのでしょうか。

自治基本条例は、市民を幸福にして意味があるものです。市民の権利、責務、まちをよくするための仕組み、市民のための行政、市民のための議会としてとらえるならば、改革しなければならないし、また、活力ある市民活動団体がその特性を生かして活動できる仕組みがとても必要であります。

以上のようなことから、自治基本条例の必要性を強く感じるのですが、市長のお考えをお伺いいたします。

これで私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員の御質問にお答えいたします。

私は、市長に就任して以来これまでは、行政が中心となって担ってきた公共というものあり方を見直し、本市を構成する多様な主体の参画と協働によって、市民とともにはぐくんでいく新たな公共の重要性をさまざまな場面で訴えてきたことに加え、本市の自治の基本事項を定める最高機関として、自治基本条例をいずれは制定したいと表明してまいりました。

自治基本条例は、本市を構成するすべての市民にかかわることから、行政側の取り組みだけで作成できるものではございません。

したがって、事前の取り組みが非常に重要であるとの認識から、新たな視点による市民活動や地域活動の促進と支援策をこれまで講じてまいりました。

特に、市民活動サポートセンターの設置や「おぼんです懇談会」を繰り返し実施してきたことにより、市民の皆さんの中に、地域自治に関する機運が着実に高まっていると実感しているところでございます。

新年度においては、これらの取り組みに加え、第5次総合計画策定作業の中に公募市民による「まちづくり懇談会」を設置し、各テーマに即した検討をしていただくこととしております。

また、各地域ごとに自治のあり方を検討することを目的とした、先ほど御紹介ありましたけれども、「（仮称）地域自治基盤形成プロジェクト」もあわせて実施をする予定としております。

多賀城市独自の自治のあり方については、市民の皆さんとともに、将来の多賀城市の目指すべき姿を共有しながら進めていかなければならないと常々感じていることから、ただいま説明いたしました取り組みを経た後に、自治基本条例の策定へと結びつけていきたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

ありがとうございます。

恐らく、答弁はそういうふうな形で来るのかなということ、重々知ってはいたのですが、やはり先ほど市長がおっしゃった、サポートセンターを使ったいろいろな動きと、それから「おばんです懇談会」、「ちょっと茶っと」とした、いろいろなジェネレーションのパブリックコメントといいますか、そういうことをやはり一つ一つ聞いていって、実現に向けてというふうな流れ、非常にそれはわかります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、市長は、今、森議員の方にも、住宅問題で少子化というキーワードを述べていらっしゃいましたが、一番何がというときに、私が思うには、やはりその少子化問題というのは特に大変なことではないかと。

最近、妊婦さんに、自分でちょっと不思議だったのですが、「おめでとうございます」という前に、「ありがとうございます」と言っている自分があるのです。やはりそれだけ物の見方がちょっと自分でも変わってきたのかなと。本当に多賀城の行く末を担っていただける、本当に次の時代の子供たちというふうな視点で物を見るようになってきて、特に、そういうふうなことをかんがてみますと、皆さんで考えていくそういうふうなステージといいますか、場といいますか、多賀城においてはかなりそれが最近ではふえてきたので、ふえてきたこの勢いをかりて、本当に早期的に、今、市長が、将来的にはぜひつくっていくということをお話ししていましたので、ある程度時限を、このくらいの目標数値といいますか、になればいいなという市長のお考えがあれば、それを聞かせていただきたいというふうに思っております。

それと、前回の昌浦議員の質問への回答の中でもありましたとおり、市長が県議会時代に、「議会改革条例ということで取り組んでいた」ということが議事録に載っていました。

そして、きょうの新聞だったのですが、県議会の方でも、議会改革ということで、条例を定めていくというふうなことを具体的に、きょうの河北新報に載っていたのですが、やはり市長はその道筋、手順、全部おわかりだと思うので、先ほど申し上げたことを、その時限ということについてはかなり御理解して、この辺ならこういうものができるであろうということ、多分自分の頭の中にはシミュレーションが全部できているのかなと思いますので、その辺のことも加味してお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私も県議会の時代には、それなりの議員立法ということで、いろいろな形でかかわってはまいりました。

今回、自治基本条例で伏谷議員から質問のあった時限という、いつごろつくるのかというふうな御質問ではないかというふうに思いますけれども、これは、今聞くとところによると、今回の一般公募の「まちづくり懇談会」、最初は定員が 50 名ということだったので、けれども、八十数名も集まっているということでございまして、もうちょっとふえる可能性もあるということ、ちょっと聞きました。それだけ、「あなた入ってくれたらいいのではないの」とか、何かぎりぎり入っていただくのではなくて、自主的な方々も相当多かったと

ということでございますから、今回の「まちづくり懇談会」で、それなりに多賀城のために、こういう自治基本条例をつくるのであれば、「私も参加してみたいわ」とか、「おれだって参加してみたい」という方が、恐らくその「まちづくり懇談会」の中で、恐らく10回ぐらいですか、集まるのではないかと思うのですけれども、意欲的な方が何人か出てきてくれるのではないかと。

やはり多賀城市の憲法たる自治基本条例をつくるのであれば、「参加したい」という方がふえてくれば、そういう勢いが、いや、行政側から、「つくってくださいよ」と投げ出すのは簡単なのです。あるいは、「行政の方でこういう自治基本条例をつくりましたから、やりましょうや」と言うのは簡単です。でも、それよりはやはり皆さんと、やはりこれは自分たちで考えて、これは1年、2年でできるものではないというふうに思いますけれども、時間があるとすれば、ここ3年から4年ぐらいの間かという感じもいたします。

いずれ、総合計画ができる、2年間で大体つくらなくてはいけないというふうなことでございますから、やはり総合計画とあわせて、その上で、やはりつくれる、市民のやはり意識の醸成といいますか、それをもっともっと図っていかねばいけないというふうな感じでございます。ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

ありがとうございます。

まさにその機運、盛り上がりというふうなことが、第5次総合計画をつくる上での「まちづくり懇談会」、それが非常に大切であるということはもう重々承知でございます。

だからこそ、今、そこにリンクして、この自治基本条例というのもある、こういうふうな形でというエッセンスとして、その場に投げかけていただければ、考えるテーブルができるのかなというふうなことを力説したいと思っております。

そして、あと、やはり、なぜこういうものをつくるのだといった到達点には、やはりそれは多賀城を好きだから、愛しているから、というふうなところも否めないと思うのです。再三、昌浦議員には申しわけないのですが、先日の質問のときに、市民歌ということでお話があったのですが、私も正直な話、議員になる前まで、多賀城の市民歌を歌ったことはありませんでした。そういうふうな市民歌もあることもちょっと薄らという感じだったので、先日、テレビを見ていましたら、横浜市では市民歌があるそうでございます。横浜市民、横浜に生まれて育った市民は、みんな横浜市民歌を口づさむことができる、それも1番から3番まで全部歌うことができるそうです。

なぜなのだといえ、それは開港50周年のときに、横浜市民歌というのを森林太郎（森鷗外）が作詞して、それを歌ったそうです。それから、やはり横浜市の意識づけといいますか、「この歌を歌って横浜を語ろう」ということも含めて、小学校、中学校の各行事では必ずこの横浜市民歌を歌う、各行事だけではなくて、先生によってはもう朝の会で必ず毎朝歌うクラスもあるそうです。がゆえに、やはりもう皆さん横浜市民歌をわかっているということで、私も友人がちょっと横浜の磯子区に住んでいるものですから、「子供たちは皆、市民歌をわかるの」と言いましたら、「わかる」と言っていました。ああ、そうなのだなと思いました。

その昌浦議員の質問の中にも、小学校、中学校でも教えていくべきではないかというふうな問いがありまして、「今後考えていく」ということでございますが、やはりこの辺も、本当に条例云々と、私も先ほどからちょっとうるさいのですけれども、ある前に、やはり多賀城をみんなで共感できる、多賀城といえば市民歌は皆歌えるよというぐらいのところから始まれば、まちに対する考え方とかこの意識づけというものは、かなり変わってくるのではないかと。やはりそういうところをとらえて、ぜひとも本当に市民歌というものを、私も本当に暗記して、歌詞を見なくても歌えるようにこれからやらなくてはならないかと思うので、そういったところから始めてみても、本当にこれも一つのまちづくりになっていくのかなということも含めて考えますので、ぜひとも条例化に向けて、あと三、四年とは言わずに、任期中とも言えませんが、なるべく早期実現ということで頑張りたいと思います。答弁は要りません。

○議長（阿部五一）

休憩にいたします。再開は 11 時であります。

午前 10 時 48 分 休憩

---

午前 11 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

14 番相澤耀司議員の登壇を許します。

（14 番 相澤耀司議員登壇）

○14 番（相澤耀司議員）

私の質問は通告書のとおりであります。

まず、第 1 に、生涯学習関係についてお聞きいたします。

(1)として、地域における生涯学習のあり方についてお聞きいたします。

具体例として、100 年構想実践委員会で毎年実施している小学 5 年生、6 年生を対象としている 1 泊の夏休み交流会を通し、お聞きいたします。

この夏休み交流会は、従来、生涯学習センターをお借りして 1 泊 2 日の体験交流をする目的で、既に今までに五、六回の実績がございます。

ところが、昨年から生涯学習センターが地域コミュニティセンター管理になり、「ここは宿泊施設ではない」とか、「防犯上の問題がある」とかの理由で、生涯学習センターを利用しての行事の運営に困難を来しているとのことでございます。

100 年構想実践委員会で、年間計画作成時に確認した段階では、「従来と何も変わらない」との説明で、計画を進めてまいりましたところ、直前に前述のようなことを言われ、かなり戸惑い、既に準備も進んでいるところから、苦労して、ともかくも昨年度は実施しましたが、「今年度からは中止してくれ」と言われて当惑しております。

当局の言い分は、「防犯上の問題がある」とか、「宿泊を伴う行事は野外活動センター等を使用するように」とか、あるいは、「学校の校庭を使用してはどうか」と言われたそうです。

委員会では、設備の整った野外活動センターとは違う、あえて現代のテレビとか便利な設備のないところでの宿泊体験に意味があり、この行事には、毎年、警察や消防ではむしろ協力的で、巡回してくれたり、キャンプファイヤー用に鉄板を貸してくれたりしているそうでございます。

このような体験学習は、決められた学校内での授業とは別に、生涯学習教育のボランティアメンバーと学校とが協力して行っている大事な事業ではないかと思えます。

生涯学習教育とは、本来、4 権分立とも言われているように、政治や経済問題に左右されずに、地域の健全な計画のもとに実施されるものではないでしょうか。教育委員会所属のときはスムーズにできた行事が、行政の組織が変わったことによって戸惑っている現状について、市長はどのようにお考えでしょうか。

(2)として、生涯学習関係の備品管理と保存維持に関してお聞きいたします。

従来、生涯学習課で担当してきた備品の管理等が、地域コミュニティ課担当になり、例えば万葉衣装の管理等も、保管場所と修理する場所が別になるので、持ち運びに苦労しております。補修作業を行うにしても、高齢者のボランティアの方が携わるために、運搬や修理の場所の確保に苦慮しているとの相談をいただきました。

現代では、和裁の技術を持った方も少なく、高齢化している時代でございます。「万葉まつり」の衣装は、万葉の里の思いを込めて作製し、市民活動を維持してきた方々の歴史的な遺産を継続することも、大事な生涯教育の一環ではないかと思えます。

市民協働を進めていくためには、各ボランティア団体が活動しやすい状態をつくり上げてゆく支援をしていただきたいと思います。市民活動に携わる人たちが、楽しく、喜んで活動できる環境づくりが大切ではないかと思えます。

(3)として、三つ目に、学校の授業を住民に開放する「聴講生制度」についてお聞きいたします。

小中学校を住民に開放し、生涯学習の場として提供する聴講生制度が今、注目を集めております。そこでは、学びたい科目の授業を児童・生徒と一緒に受けられるというものでございます。

福岡県那珂川町では、2005 年から、九州で初めて町民聴講生制度を実施しております。公立学校を生涯教育の場として開放し、応募してきた聴講生が児童・生徒と机を並べて勉強しております。教科書や上履きなどは自己負担でございます。実費で給食なども食べることが出来ます。聴講生になるための資格制度はなく、通学可能な町外在住者や外国人の方も受講できます。小中学校で受け入れを開始し、昨年からは高校でも実施しております。現在 16 人の聴講生が学校に通っております。

安徳北小学校では、昨年度からフィリピン人女性が聴講しております。日本語の学習をしたいと、仕事の合間に受講しております。校長先生は、「児童が大人と触れ合うことで、人を思いやったり、優しく接するようになりました。子供たちにもプラスになっております」と話しております。町の教育委員会によりますと、「聴講生は授業や児童らとの触れ合いを通じ、生きがいを感じ、児童らは聴講生の学ぶ姿勢を見て、学習意欲が増している

と。教師にとっても授業の質が向上するなど、相乗効果が生まれている」とおっしゃっております。

多賀城市国際交流協会でも、昨年から地域コミュニティ課の協力をいただきまして、外国の方との支援交流、いわゆる「ふれあいサロン」を行っておりますが、参加をされる外国の方の中には、「日本語を学びたい」とか、「地域の方との交流をしたい」とかの要望がございます。このようなときに、聴講生制度のような場があると助かるのではないかと思います。

大きな二つ目の質問は、スズメバチについてお聞きいたします。

昨年の夏、私は、スズメバチに関する市民相談を2件いただきました。

まず、1件目は、志引団地に住む御年配の御夫婦の方からでした。自宅の庭にスズメバチが巣をつくって、たちまち大きくなりました。近所の子供たちが刺されたら大変なので、やむなく自己負担でスズメバチの巣を駆除いたしました。駆除のために市役所に相談いたしましたら、業者を紹介され、2万円だとのこと、年金暮らしの生活にはとても大きな負担です。何とかならないでしょうかとのことでした。

早速、生活環境課にお聞きいたしますと、「市では現在、補助等の制度はありません」との回答でございました。

2件目は、秋口に町内の掃除がありまして、そのとき参加をされた御婦人がスズメバチに刺され、区長さんが救急車を呼んで病院に運びました。

このように、私の身近に続けてスズメバチの被害が起きましたので調べてみました。日本に住むスズメバチの中で、刺されると死亡事故にもつながることがある一番危険なグループが、黒い体に黄色い帯があるスズメバチ属のハチたちだそうです。

巣が大きくなるほどに攻撃的になると言われております。もしも周囲を飛び回りながら、ついてくるようならば、威嚇してきたと考えて、頭などを白っぽいタオルやハンカチで隠し、身を低くして静かに離れるのがよいとされております。スズメバチの毒は厄介な蛋白質系の毒で、私たちの持つ免疫システム、抗原・抗体反応というのだそうですけれども、それに反応し、人によってはショック死を起こす場合があるそうです。人によっては、2度刺されたら死ぬというお話もございます。

神奈川県の大和市では、平成20年度からスズメバチの駆除を無料で行っております。アシナガバチやミツバチは自分で駆除するが、専門の業者を紹介しております。大和市の駆除件数を月別に見ますと、5月から10月までで173件、約1カ月30件です。9月が最も多く50件でした。11月から4月まではゼロ件です。

多賀城市におきましても、完全無料化は無理でも、補助金を出すとか、何らかの対策をとるべきではないでしょうか。

以上、私の質問に対する市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）



相澤耀司議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、生涯学習関係につきましては、教育長から答弁させますので、私の方からは、2点目のスズメバチ対策についてということで答弁させていただきます。

市民の生命を守る観点から、スズメバチ対策を考慮されたいとの御質問ですけれども、現在のスズメバチについての市民からの問い合わせや相談への対応といたしましては、自宅や近所で発生するハチやハチの巣の駆除は、土地や建物の所有者または管理者に、みずからの責任において処理していただくこととしており、必要に応じて駆除の専門業者を紹介しておる状況でございます。

本市の公園等の公共施設におきましては、不特定多数の利用する場所でもあることから、ハチ発生の情報がある場合は、迅速に駆除を行っているところでございます。

多賀城市における平成20年のハチの駆除件数については、専門業者の報告から、スズメバチが21件、アシナガバチが17件、ミツバチが2件となっております。

また、ハチやハチの巣の駆除の問い合わせはございますが、被害に遭ったなどの具体的な情報は現在のところいただいておりません。

県内他市町村のスズメバチ対策につきましては、県保健所の調査によりますと、「今のところ仙台管内では、駆除費用の一部補助等を行っている市町村はない」ということでございます。

当面の間は、ちょっと補助する考えではございませんので、ぜひ御了解いただきたいと思っております。

私の家でも、おとしですか、アシナガバチにやられまして、うちの家内が刺されました。駆除費用はたしか1万円だったと思います。大体そのくらいで、スズメバチの場合だと恐らく2万円ぐらいかかるのかなというふうに思います。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

相澤議員の1点目の生涯学習課関係については、私の方から御回答を申し上げます。

まず、最初の、地域における生涯学習のあり方についての事例についてでございますが、生涯学習支援センターを市民活動サポートセンターに移行する際、変更点や疑問点につきましては、関係各団体の方々に対し十分御理解いただけるよう、生涯学習課と地域コミュニティ課が共同して説明会を開催したわけでございますが、お話によりますと、まだまだ意思の疎通が不足していたようであります。

本市がこれまで支援してまいりました生涯学習活動は、どんなことがあっても後退させてはならないことから、関係する皆様方の御意見を十分に酌み取り、共通理解を図りながら、新たな活動の場の提供や確保について検討してまいりたいと考えております。

2点目の、生涯学習関係の備品管理と保存維持についてでございますが、これも、万葉衣装の維持管理に関する具体的な事例での御質問をいただきました。

市民手づくりによる本市最大のお祭りである「万葉まつり」に欠かせない万葉衣装は、本市の財産の一つと言っても過言ではございません。その補修や維持管理につきましては、「万葉まつり実行委員会」の衣装部の方々が精魂込めて行っており、その方々に活動の場所を提供することや、活動しやすい環境を整えることは、必要なことですので、今後の活動が円滑に行われるよう、環境整備に努めてまいりたいというふうに思います。

続いて、3点目の御質問の、聴講生制度についてでございますが、児童・生徒が、御年配の方や外国の方と一緒に学ぶことで、心の触れ合いが生まれ、人を思いやる心が育つとともに、聴講生の学ぶ姿を間近に見ることで、学習意欲の向上も期待されるという利点もあることと思っておりますが、新しい取り組みでございますので、今後の研究課題とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

教育長には御丁寧な答弁、ありがとうございます。

ただ、生涯学習関係といえば、まさに教育長の範疇ではございますが、特にここ一、二年の間に組織も大きく変わって、市の、特に市長部局というのですか、教育委員会から離れたことによるいろいろな苦情が持ち込まれているのが現状でございます。

市長の掲げる「市民協働」のポイントはどこにあるかということ、まず市長にお聞きしたいと思っております。

さきに示されました緊急再生戦略に基づいて、確かにしっかりした財政再建計画が着実に進んでいることは、私は大いに評価します。しかし、水前寺清子さんの歌にもあります。「三步進んで二歩下がる」と。市民の方が喜んで参画する環境整備こそが大切ではないかと私は思います。

市長は、平成 21 年度の施政方針の冒頭に、「私は就任当初から、市民の皆様一人ひとりが、この多賀城をいかに住みよいまちにするかを真剣に考え、ともに行動することが、本来の住民自治、地域自治の実現につながると確信し、市民の皆様との対話を深め、市民参画型の行政経営に精力的に取り組んでまいりました」と述べられております。

そのポイントはどこにあるとお考えですか。市長からお答えを聞きたいと思っております。

私は、特に市民協働の作業は、市長をトップに行政に携わる方々の「ありがとう」の言葉に、参画する市民が喜びを感じて進めていくのではないかと思います。特に、地域における生涯学習支援のあり方は、長年、教育関係にボランティアとして献身的に携わってきた人たちの、経験と知恵をおかりして進めていく、大事な作業ではないかと考えます。

この前の中村議員の一般質問「総合的学力向上対策について」、教育長の答弁の中に、「学校を支援する力が弱まっております」という回答がございました。これも私も感じるところでございます。市長の所見をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

相澤議員から大分、ちくり、ちくりいただきました。相澤議員がおっしゃるとおりだというふうな思っております。

やはり生涯学習、二つですね、教育部の生涯学習課と、それから総務部の地域コミュニティ課、この二つの課にまたがるということで、いろいろと担当の部長方とか、いろいろお話ししました。

やはり今回の相澤議員がおっしゃったことに関しまして、これは先ほど教育長からの答弁があったように、まだまだ御理解が足らなかったのではないかというふうなことで、.....、市民活動サポートセンターができたことによって、旧来あったいろいろな団体の方々が、かなり不自由されているということもございまして、ぜひ、地域コミュニティ課と生涯学習課と二つの課長と一緒に、その方々とじっくりとお話し合いできるような環境をつくっていただきたいということで、「総務部長、あなたまとめてくれ」という話もお話ししてありますので、この辺のことにしましては、誤解はいずれ解けていくのではないかというふうな思っております。

私も、協働ということ、北上市の事例が先ほど伏谷議員からも出ましたけれども、協働というのはこれから本当に大切なことではないかなと。よく言います、地方自治体が自分の足で立つというふうなことを目指すのであれば、市民の方々のやはりお力というのは十二分にかりなければいけないこととございまして、今後とも協働の理念を発揮すべく頑張りたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

ちくりと刺すことばかりで、スズメバチの再質問を忘れていまして、市長のただいまの答弁、本当にありがとうございます。これから、なお、総務部長を中心に調整をお願いしたいと思えます。

スズメバチの件で、先ほどの御答弁の中で、年間 21 件というお話がございまして、私が例に出した方も高齢者の方で、年金で暮らしておりまして、やはり 2 万円というのは大きいのです。

確かに、自己責任といえども自己責任なのかも知れませんが、スズメバチが巣をつくったのを自己責任だと言われると、つくったのを放っておいて、死んだりして、子供たちがかわいそうだという思いで、もうやむなく取っているわけです。

ですから、多賀城市が昨年 21 件、仮に 5,000 円の補助金を出しても 10 万円ではその辺の、それほど数の多い件数ではございませんし、ただ、アシナガバチとかミツバチと違いまして、スズメバチの場合は、先ほど申しましたように、命にかかわる可能性がかなり高いという危険性がありますので、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ちょっといろいろ研究してみたいと思います。

○議長（阿部五一）

答弁はいいですね。（「はい」の声あり）答弁よし。

3番深谷晃祐議員の登壇を許します。

（3番 深谷晃祐議員登壇）

○3番（深谷晃祐議員）

それでは、私は通告どおり4点について質問をさせていただきます。

まずは、学校ホームページについてでございます。

12月定例会において質問させていただきましたが、ホームページ作成については、教育委員会の方でどの程度協議が進んでおるのかお伺いいたします。

2点目、次に、学校支援本部についてです。

市長が施政方針演説で述べていたとおり、現在、多賀城市は市民参画型の行政経営を目指し、その試みは、少しずつですが確実に成果を上げてきていると言えます。

学校教育においても、例えば東北学院大の生徒に夏休みに学校に来てもらい、児童に勉強を教える、いわゆるサマースクールなど、さまざまな活動を実行していることで、着実に学校と地域との距離が縮まっており、ぜひこれらの活動はこれからも維持していくべきではないかと思えます。

しかし、私見ではありますが、現状ではほんの一握りの市民のみが学校との距離を縮めているにとどまり、市民が積極的に学校の運営に協力していくという点では、少々物足りない思いがあります。

そこで、この状況を一步先に進めて、より市民が学校教育に主体的に参画し、市民の学校教育への思い、力を生かす環境づくりをすることはできないかと考え、学校支援地域本部の設置に関する一般質問をしようと考えたのであります。

学校支援地域本部とは、学校が設置し、学校の求めに応じて、地域のボランティアが学校に対して協力活動を行うというものであります。

既に学校支援地域本部を設置している自治体の具体的な活動例を参考にしますと、地域集会所に教師、保護者、自治体関係者が集い、子供の様子の情報交換、防犯の共通認識を高める、地域自治会の会長に来校してもらい、自治会ごとに防災への意識、災害時の中学生の役割に関する話を聞いたり、防災倉庫を見学したりすることで、防災を通して学校と地域自治会が交流を持つなどが挙げられております。

あくまでこれらは一例ですが、こういった活動によって、地域に開かれた学校を提供することが可能となり、現状よりも市民が積極的に学校行政に参加することで、地域と学校、ひいては児童との距離が縮まり、地域と学校が協働した教育を行うことが可能になるのではないのでしょうか。

地域が教育に協力することで、学校としても本来の学校の任務である授業、部活に専念することが可能となるため、生徒一人ひとりにきめの細かい指導ができるようになり、その結果、子供がより充実した学校生活を送ることができるようになると考えております。

さらに、学校支援地域本部の一環として、さきの一般質問で中村議員からも提案がありました、身近な問題から法律、政治、経済を考えさせる「世の中」科の授業を、総合学習の指導要領に取り入れることは可能でしょうか。

現在、多賀城市では総合学習で豆づくり、米づくりなど、地域の特色を生かした授業が行われています。現在の総合学習は、子供が多賀城市に住んでいることを認識し、多賀城をより深く愛するようになるという点でよいものであると思いますし、これからも続けていくべきであると考えております。

従来の総合学習に加え、この「世の中」科を加える意義として、情報編集力の育成があります。これは情報を分析し、自分の生き方を導き出す力であり、さまざまな情報が飛び交う現代において、育成することが必要不可欠であります。

授業の一例としまして、生徒一人ひとりがハンバーガーショップの店長になったつもりで、地図を見て、多賀城市の出店場所を考えることで、地図からさまざまな情報を読み取る能力や、実際の社会における売上げの考えを知ることを目標にした授業が行われています。

また、市長や弁護士、地元企業の社長などを特別非常勤講師とすることで、教育の効果が一層高まるのではないかと期待しております。

では、最後に、学校支援本部のメリット・デメリットについて説明し、市当局の御意見をお伺いしたいと思います。

まず、メリットについてでございます。教育現場の変化に対応し、より学校教育の充実・強化につながる点。つまり、前述のとおり、学校支援地域本部の設置により、市民が教育に参加し、教師がより生徒に向き合う時間を得られるようになることで、より勉学的な面でも、社会的な面でも教育が進展し、より心の豊かな人間の育成ができること。

あくまでボランティア活動であるため、予算もかからず、協力を呼びかけるだけで市民の自発性を促し、すぐに活動に移ることができる。いわゆるお手ごろ感でございます。

さきのような事例を実際に実施することで、子供が地域の問題をみずからの問題として関心を持ち、地域の防犯、災害時の行動において大きな役割を果たすことが可能になる点などが挙げられます。

一方、デメリットですが、ボランティアの数が確保できない、ボランティアの指導、監督は学校の負担となり、かえって逆効果になるのではないかと、地域住民の行動を半強制化しているのではないかと、などが挙げられております。

しかし、ボランティアの指導においては、PTA 経験者や退職職員が行えば、学校の負担にもならないし、退職者の労働力の活用にもなるのではないのでしょうか。

現在、市民の中には、学校の教育を人事と感じている方も少なからずいると思います。しかし、学校とは、地域の中の1組織であり、市民の意識一つで幾らでもよくなるという自覚が今、必要だと思っております。市民が、自分の住んでいる地域がよくなるにはどうしたらいいかを考え、行動に移す際の足がかりとして、学校支援地域本部の設置が必ず必要なのだと思っております。

また、学校としても、地域に開かれた学校を実現することで、市民から教育についての信頼を勝ち取り、地域住民とともに児童の育成に従事していけるのではないかと考えております。教育長の理解ある答弁を期待しております。

続いて、3点目、市民への誓いの看板設置についてでございます。

私は、以前より、「行政サービスとは最高のサービス業であるべきだ」と提言してまいりました。その中で、市職員としてではなく、人として当たり前のあいさつをちゃんとすべきであるということも、何度か一般質問においてこの場で質問してまいりました。

市長の答弁を通して、あいさつの大切さについての認識は、私と同じであると感じております。しかし、市民の方からは、「いまだに市役所職員の雰囲気は変わっていない」との御指摘をたまにいただきます。私も残念です。

改革を実行するに当たり、職員の意識改革というメンタルな部分は、言葉では言われておりますが、余り重要視されていないように感じております。私は、真心という意識改革、メンタルな部分こそが、改革、行政改革に必要な不可欠な要素であることをとても強く感じます。

そこで、あいさつ運動を提唱しても結果は余りよくなりません、その現実を私なりに考えた結果、目に見える形で掲げることで、市職員の皆さんや市民に感じてもらう方法を見つけました。それがこちらでございます。

それは、先月、東京都杉並区役所に行政視察で帰りのエレベーターに乗ったときに、「市民の誓い」という看板を発見し、とても感動しました。私はこの掲示物をぜひとも多賀城市においても掲示すべきと考え、今回の質問の一つに加えさせていただきました。

その掲示の内容ですが、1、真心あふれるサービスを提供します。2、プロ意識を持って仕事をします。3、時代の変化にチャレンジします。4、区民の皆様とともに考え、行動します。5、お預かりした税金は大切に使います。杉並区では五つの内容でした。

しかし、多賀城市にはもう一つのキーワードが必要です。皆様御承知のあいさつです。6に、市職員は進んであいさつをします。これを加え、六つの約束を市民にも見える場所に掲示をお願いするものです。

これは単に掲げればよいものではなく、スピード感を出して実行に移していただきたいのです。行政は何かと協議に時間がかかります。予算もかからない、手間もかからないこの掲示物を、一体何日で掲示していただけるのかを楽しみにしております。

私は、この掲示物を1時間足らずで作り上げました。よって、時間はかかりませんので、実行をよろしくお願いいたします。

4点目、「すぐやる課」の設置についてでございます。

行政の迅速化を図るための「(仮称)すぐやる課」についての一般質問に入らせていただきます。

まずは、「すぐやる課」についての説明をいたします。この課の設置は、1969年の千葉県松戸市に始まります。当時の市長松本清氏は、在任中に、「市役所は市民の役立つところ、市民にとって役立つ人がいるところ」をモットーにしました。そして、日本初の即対応部門「すぐやる課」を市役所に設置し、現在に至っております。

まず、最初に強調しておきたいのは、「すぐやる課」は「何でもやる課」ではないということです。私が今回申し上げたいのは、行政のスピード化ということです。「すぐやる課」はあくまでその手法の一つであります。本来、行政は最高のサービス業なので、このような課を設置しなくとも、住民のニーズにこたえなければならない、迅速な対応をし

なければならない、このことは行政の皆様も深く意識していただいているとは思いますが、再度認識を深めていただきたいと思います。

さて、前置きが長くなりましたが、「すぐやる課」とはどのようなものなのかというお話をいたします。参考に、松戸市の「すぐやる課」の場合を申し上げますと、道路の補修や側溝の掃除といった土木関係、動物の死体処理などの清掃関係、先ほども出ましたスズメバチの巣の駆除などの動物関係、年間で約 3,700 件の案件を処理しております。要するに、迅速に対応が可能なものです。なお、要望の規模が大きいものに関しては、ほかの課への通報という形をとっているようです。

これらの要望は、市民の皆様方からの連絡を受け、その都度処理されます。なぜこのような形をとるのかといいますと、市民の要望に対して迅速に対応するためであります。従来行政では、さきのような要望が出された場合、関係部署の協議や検討が行われます。しかし、それを得る過程で時間というコストがかかってしまいます。そのため、「行政の仕事は遅い」などと言われることもしばしばかと思えます。しかし、問題の迅速な解決を目的に設立される「すぐやる課」は、電話一本で現場に駆けつけ、可能な限りその場で解決を目指すのです。

次に、「すぐやる課」の利点について申し上げます。六つのメリットを考えました。

まず初めに、迅速性の確保、先ほども申し上げましたとおり、旧来の地方行政では緊急に対応が求められる事態に対しても、何重もの決裁が必要とされ、すぐには対応ができません。そこで、この課を市長直轄とすることで機動性を確保できる。つまり市民の声に迅速にこたえることができるようになります。

二つ目、責任を持った対応。この部署は、すぐできることは「すぐやる課」で対応し、すぐ対応できないものはその理由を説明した上で、その所属する担当部署に回付し、可及的速やかに措置します。つまり、責任を持った対応を市民の皆様に対して示すことが可能となります。

三つ目、市民の要望の把握。前述のとおり、市民の要望が迅速に対応できるものではない場合、関係部署との連携などによって解決を図ります。そうすることで、市民が今求めているものが具体的に見えてきます。それを市政に反映させていくことで、住民の満足度の向上につながるわけでございます。

四つ目、市民の目線に立つこと。職員が実際に現地に赴くことで、デスクの書類に目を通すだけではわかりづらい問題の実態が見えてきます。また、定期的な巡回を行うことにより、巡回中にふたが割れていたり、道路に穴があいていたり、発見したときにはカラーコーンを置く、折れた街路樹の枝がぶら下がっていて危ないときには、枝を切り落とすなど、事故などの危険を未然に防ぐ対応ができるようになります。

五つ目、市民と行政とのつながりです。市民と行政の間にはいまだに距離感があるというのが現状です。しかし、即応部門の創設によって、行政側から積極的に地域の人々との接触機会をふやしていくことで、行政が市民により身近なものとなり、市民と行政のつながりが強固になると考えております。「おぼんです懇談会」はその一つかと思えます。

最後は、行政としての PR です。これは自治体として必要なことかと思えます。多賀城市の場合においても、市長を初め行政の皆様方が多賀城市のため、多賀城市民のために尽力なさっていることは、私も重々承知しておりますし、そのことに関しては深く敬意と感謝の意を申し上げます。

ただ、市民の方々にそれが十分浸透しているかという点、そこには疑問が残ります。行政が行っていることを、しっかりと目に見える形でPRしていくことが必要ではないでしょうか。さきに申し上げました看板の設置も、この即応部門も、言うなれば、「市民の皆様のために一生懸命働いております」というPRの一つなのです。

以上、「すぐやる課」を含め4点の、行政のスピード化への取り組みについて長々と申し上げてきましたが、当局の御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、学校ホームページについてと、2点目の学校支援地域本部の設置について、これは教育長から答弁させますので御了解ください。

私から、3点目の、市民への誓いの看板設置についてお答えいたします。

本市では、新しい時代に求められる職員像として、行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、限られた財源や人的資源の中で、市民の期待と信頼にこたえながら、効果的、効率的な行政経営を行うため、多賀城市人材育成基本方針を定め、次のような質の職員像を掲げております。御存じかもしれませんが、読ませていただきます。

第1に、高い倫理観を持ち、市民に信頼される職員、第2に、市民と協働し、地域に貢献していく職員、第3に、チャレンジ精神を持って、新たな課題に挑戦する職員、第4に、経営的感覚を持って組織マネジメントできる職員としております。

このような職員像を実現するためには、職員一人ひとりが公務意識、顧客意識、問題意識及びコスト意識を常に持ちながら、必要とされる能力を身につけて行動していくことが、求められているところであります。

深谷議員の御提言も参考としながら、市職員の働く意識を市民へ伝達する手段としましては、看板によるお知らせではなく、日々の業務遂行で市民の方々と対話する機会を通して、直接お知らせしていくとともに、市ホームページや広報誌を活用して情報発信していきたいと考えております。

また、そのような情報発信方法の検討を行うとともに、求められる職員像を職員同士が話し合い、みずから定めていけるように働きかけていくことで、市職員の働く意識の向上も図っていきたいと思います。

したがって、先ほど質問で、何日で掲示していただけるかという話がございましたけれども、私、「これはこうなさい」と、市長がこれは命令すれば、恐らくつくるでしょう。しかし、これは職員の方々が、「私どもも、ではそういうことを市民の方々に知らしめましょう」というふうな、そういう状況に自分たちの気持ちを醸成させていく、そういうきっかけづくりを深谷議員にさせていただいたのではないかという気もいたします。



ですから、それを深めていくことによって、そういう意識が高まってくれば、市の職員の方々、「では我々も決断しよう」ということに出してくれるのではないかと、大いに期待したいと思います。

次、最後の「すぐやる課」の設置につきましては、深谷議員御指摘のとおり、先ほどお話ありましたけれども、もと松戸市長の松本清という方が、「すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものはすぐにやる」をモットーに、緊急に対応が求められる事態に対して、煩雑な決裁手続を省力化し、対応の機動性を確保するという考えのもとに設置した、日本で初めての即応部門の設置であります。

本市におきましては、職員の大量退職時代の到来を踏まえ、限られた人員でよりよい市民サービスを提供していくため、簡素でフラットな組織の構築に向けて取り組んでいるところであって、「すぐやる課」の趣旨と同様に、スピードのある対応が行える組織体制の整備に努めていることから、「すぐやる課」という新たな組織を設けるのではなくて、現行体制における対応の充実を図ってまいりたいと思っております。

また、職員に対応につきましても、市民主役の地域づくりや市民とともに考え、ともに行動するという地域自治の実現を目指していく上で、より真摯な態度で、よりスピーディーに、そしてホスピタリティを持った対応に努めてまいりたいと思います。

私も、「おぼんです懇談会」とか「ちょっと茶つと」で、いろいろな意見をいただきますけれども、次の日何もなければ、受けて次の日には早速行動しておりますし、行動できるときはですが、行動できないときは二、三日延びるかもしれませんが、やはりいろいろな御意見をいただいた中で、職員一人ひとりがすぐやらなくてはいけないもの、もう少し時間をかけてもいいもの、その辺の対応をうまく分けて、こたえられるようにしていく、多賀城市の職員の方々は、私は見えて、結構スピードがある方ではないかというふうに思っておりますけれども、私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

深谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

1点目の、学校のホームページの進捗状況についての御質問でございますが、平成21年度中には、すべての小中学校にホームページを開設したいと考えております。

また、これとあわせまして、先生方がみずからホームページを作成し、管理できるように、研修会等をする予定にしております。

2点目の、学校支援地域本部の設置についてでございますが、この学校支援地域本部につきましては、近年、地域の教育力の低下や教員一人ひとりの業務分担の増加など、学校を取り巻くさまざまな問題が発生していることから、地域ぐるみで学校を支援していこうとする制度であります。

本市においては、この学校支援本部事業の前身であります「コラボスクール推進事業」を、県内でいち早く、平成17年度に東小学校において実施をいたしました。これをさらに広げることになっているわけですが、また、各小中学校の保護者で組織する「おやじの会」などが、学校の支援を行っている実績もございます。

御質問のように、学校と地域との連携体制がさらに強固に築かれ、地域ぐるみで学校を支援していく取り組みは、これからの学校運営や子供たちの教育推進にとって非常に意義あるものでございますので、今後さらに学校支援体制の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（阿部五一）

3番深谷晃祐議員。

○3番（深谷晃祐議員）

では、まず、市民への誓いの看板の設置についてからちょっとお伺いします。確かに、先ほど市長がおっしゃいました職員像について、倫理観だ何だと、その三つだという部分は、今回私がこの質問をしてよかったと思うのは、職員の方々がそのような心を、認識を持って多賀城市の職員はやっているのだという部分を、今、傍聴席にいる方々もお伺いできたという点にあると思います。

今、その職員の教育だ何だという部分についても、やはりすべての一般質問、今回の内容で言いましたが、やはり行政のスピード化ですとか、やっていることのPRです。それを、どなたの質問においてもそうなのですが、例えば広報関係というと、市政だよりだ、ホームページだという部分がよく聞かれるのですけれども、それを続けていった結果が今だということは、私はもうちょっとPRという部分が全然足りないのではないのかと思うわけです。

そういった部分で、市民への誓いとしてそれを表することで、市民とのもうちょっと協働というツールを、先ほど市長がおっしゃいましたが、公共の見直しですか、官民一体となりという部分の、その手法のツールとしてその看板を設置することが、市民への行政のPRかなと思いますので、看板での設置は考えていないというお答えでしたが、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それで、もう一つ看板を実はつくってまいりました。これも二つ合わせて1時間程度でつくったものですので、本当に時間はかかりません。この額も、きょう、朝、ホームックで498円で買ってまいりました。お値段もお手ごろですので、つくって、エレベーターの中に掲げるだけで、市職員はこういう意識を持っているのだということをPRできるということ、もう一度御答弁お願いいたします。

4点目の「すぐやる課」について、先にお伺いしたいと思います。「すぐやる課」の、一般質問の中でも課の設置ということは申しておったのですが、課の設置ということが本当は大義ではなくて、やはり、何回も申し上げるとおり、行政のスピード化、できることをすぐ行動に移すということが、やはり何より大切なことで、ですから、市長が言っている「おぼんです懇談会」ですとか、本当に地域コミュニティ課がやっているような行動というのは、もう「すぐやる課」と変わらないぐらいのものだと私も認識しております。

ただ、さらに、やはり私が議員になってから、悔しい思いというのは、やはり多賀城を思えば思うほど感じる部分が、「行政は何をやっても遅い」とか、「議員に頼んでも話が進まないから」というような言葉を言われたときに、「いや、行政も議員もやっているところはちゃんと一生懸命やっています」という思いがあっても、どうしても、「済みません」と謝るしかない。そういうふうに行行政と議会ももうちょっとPRしていくことで、市民にもうちょっと理解していただいて、協働というまちづくりを進めていかれるのかと。その辺の思いが「すぐやる課」という形であった今回の質問であります。

ですので、「すぐやる課」の創設という部分ではなく、各課にすぐ対応できる、例えば、先ほどの生涯学習課ではありませんが、地域コミュニティ課と教育委員会の方と一緒にやっていかなければいけないという、市長の先ほどの御答弁がありました。やはりそういうふうなスピード感あふれる行政の仕事の意識ですか、やはりそういった部分を心の中に倫理観として持っていたら、別に「すぐやる課」を設置してくれということではないので、これについては御答弁は要りません。

次に、学校ホームページです。学校ホームページについては、開設していただけるということで、ありがとうございました。

正直、12月の定例会で質問させていただいて、2月の予算の方で、開設ということで、行政ってこんなにスピード感があったのかと、対応をしていただけたので、ちょっと今回の質問とあれなのですけれども、ぜひ、相手から、こちらがただ見せるだけではなくて、逆に今度、あちらからも意見を引っ張れるツールとして、ホームページの開設、本当にありがとうございました。

それで、学校支援地域本部と学校ホームページとちょっとまざってしまうのですけれども、学校支援地域本部、「コラボスクール」、「おやじの会」をやっていたのは重々承知しているのですが、この学校支援地域本部というのは、やはり学校というのは、その地域の中の1組織で、学校支援地域本部ということをつくることによって、ワンクッションで学校と地域がつながる、この「コラボスクール」は東小学校で、「おやじの会」は城南小学校とかいろいろなところであるのはわかっているのですが、結局、その学校にいるお父さん、お母さんだったり、在校児童がいるお父さん、お母さんだったりとか、そういった部分でのつながりというのでも確かに必要なのですけれども、この学校に対してお手伝いしたい、何かやることがないかと、多分求めて、日々、うちの草むしりをしているおじいさん、おばあさんが例えばいたりしたら、そういう方が入れる窓口を、門を広げてあげるといことが、この学校支援地域本部の一番のねらいなのかなと。

学校ホームページについても、先生方につくってもらうのも確かなのですけれども、東京の杉並区に視察に行ったときにお伺いしたときには、学校のホームページもこの学校支援地域本部組織の下部で、ボランティアの方々が、父兄がホームページの更新をしていたりですとか、そういった部分のお手伝いということもやって、学校の運営に参画する形ができ上がっていたりしていたので、そういった先進地事例も、省みれば、学校の先生方にホームページというものは、やはり仕事の一つふえるわけなので、負担になってしまうとちょっと学校支援地域本部というのは、先生方には勉強と部活に集中していただいて、それ以外を地域で支えようという認識のもとにあるものなので、ホームページの開設についてはありがたいのですが、そういった部分も検討していただければと思います。

ですので、ちょっと学校支援地域本部については、私は設置して、先生方が勉強と部活にもうちょっと専念できる環境を整備すべきかと思っておりますので、御答弁よろしく願います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私の方からは、看板の関係で、看板の見本までいただきましてありがとうございます。

先ほどもお話ししたように、これは看板をつくるのは簡単です。何分かあれば確かにできるかもしれませんが、やはりそれは職員の方々の気持ちの高まりがなければ、

幾ら看板をつくっても、「こんなもの、市長がつくったのだから」などというようなことになりかねないし、やはり職員の皆さんで、市民のためにこういうふうなことが、私たちとしてこうしたいというもののまとまりがつかないならば、意味のないものになっていくのではないかとということで、それがいいきっかけに、深谷議員が言ってくれたので、恐らく職員の方々も触発されるのではないかと気がいたします。私の方からも、触発するきっかけもつくっていききたいというふうに思いますので、よろしく御了解いただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

深谷議員の学校支援体制というふうなことで、大変ありがたいお言葉をちょうだいしております。

地域にとどまらず、子供は家庭でしつけ、学校で学び、地域で育つというふうな、この三者連携というふうなものは、もう昔から言い尽くされてきたわけでありませう。

ですから、この役割分担をきちんとやはりするというふうなことで、連携をさらに深めていくというふうなことで、非常に大事だということに思えます。

それから、やはり市民が、そういうふうな、学校をよりよくしたいというふうな思いを、いろいろな形で学校の教育活動、運営に参画してくれる体制をさらに深めていくということも、非常に大事だということに、もう同感です。そのとおりです。

ですので、先生方も安心して本務を全うできるような体制と申しますか、支援と申しますか、そういうふうなものをさらに進められればということに考えておりますので、今後進めて、研究をしていきたいというふうに思えます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

市長の方にまず。市民への誓いの看板の設置についての御答弁ですが、やはり私も、市長のように、職員の方にそういう機運が高まってくのが先だと思っておりますので、そちらが来たなというときには、ぜひ看板の方も検討していただいて、よろしく御願ひいたします。市長の答弁は要りませう。

教育長にもう一つだけお伺ひしたいのですが、やはり進んで検討していただくのはとてもありがたいのですが、1月20日の河北新報の記事に、やはりこの思いが大切だなという部分がちょっとあったので、一文ちょっと紹介させていただきます。

「座標」のところで、「地域で子育て」と、NPO 法人むつ下北子育て支援ネットワークひろば代表理事の小川さんという方が書いた記事で、「かつては、あえて組織や活動をつくらなくとも、隣近所の関係で群れて遊びながら、親以外の地域のおじさん、おばさんにも見守られながら子供は育つたものだ。しかし、今、意識的に地域に人とのかかわりの仕掛けをつくっていくことが重要になっている。孤立する親をつくらず、子育ての悩みや不安が蓄積されないように、地域での相互の助け合いづくりをすることは、いわゆる児童虐待発生の予防にもつながるのである」。

ちょっとこの部分で、やはり意識的にその地域の人とのかかわりを、仕かけをつくっていくことが大切だと思いますので、やはりその学校支援地域本部というのは、国の方でも平成20年度には予算で50億4,000万円、全国1,800カ所ですか。21年度には、ちょっと予算の方は調べられなかったのですが、全国3,600カ所と、あとこれを倍にして予算をつけていく形にもなっております。

さらに、教育基本法の改正で、第13条で「学校・家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」、これは「コラボスクール」も「おやじの会」も全部そうなのですが、やはりその学校支援地域本部という形を一つつくることで、地域の人たちの門を広げて、地域と学校が一体になって、多賀城市民が協働になるという、だめですかね。やはり、私は、学校支援地域本部は必要だと思いますので、この学校支援地域本部というものを設置すれば、会議の開催に経費は国の予算で、国の事業費に含まれますので、そうしますと、例えば学校以外のところでも会議を開ける場所もふやしていけますし、いろいろなところでの会議がふえれば、それだけ密接な関係もつくっていけますので、そのような学校支援地域本部というものをやはりつくることに意義があると思いますので、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

かなりの金額がついているというふうなことで、実は「コラボスクール」についても、最初は手当てをするのですが、「後はどうぞ考えてやってください」というのが、大体国のやり方なのです。

推進本部について、ここでやるとか、やらないとかと、なぜ私がお話をしないかといいますが、その気持ちはあるのですが、すべて手を挙げれば、では指定されるのかとなると、非常に実はこの事業については微妙なところがあるものですから、そのこと自体については非常に私も理解はしております。ですので、今ここで、それをやりますと宣言するというふうなことはちょっと無理がありますので、お話ししないだけの話ですので、よろしくお願いたします。（「議事録整理上のことでちょっと問題提起があるのですが」の声あり）

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

先ほど、相澤議員の一般質問に対して、市長は、・・・・・・・・・・というふうな、私の聞き間違いでなければ、そういうふうな答弁されたのです。

それで、このまま議事録に載せていいのかどうか、昼休み中に検討をして、適切な処理をとっていただきたいと。

それから、もしその主張をあくまでも主張するというのであれば、教育委員会サイドはどういうふうを考えているのかということが、当然また問題になりますので、昼休み中に協議をして、適切な処置をとっていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩にいたします。再開は午後 1 時であります。

午後 0 時 06 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○副議長（根本朝栄）

それでは、議長と交代し、休憩前に引き続き会議を進めます。

ここで、午前中の一般質問に対する市長の答弁における藤原益栄議員の議事進行に関する発言に関し、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど、相澤議員への回答の中で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
という発言をさせていただきましたけれども、ほかでやっているところもそれはございます。

ただ、まだ、これは私のちょっと個人的な考え方だけであって、そのまますぐ移るのではないかという誤解を受けるとまずいということで、関連する部分の文節を削除させていただきたいということで、御了承いただきたいと思います。

○副議長（根本朝栄）

ただいまの市長からの発言により、議長において、誤解を与える発言等について、会議録を削除することといたします。さよう御了承願います。

5 番米澤まき子議員の登壇を許します。

（5 番 米澤まき子議員登壇）

○5 番（米澤まき子議員）

私からは 2 問質問をさせていただきます。

まず、1 問目は、介護サービス以外、いわゆる身体障害、知的障害のヘルパーサービスに関するニーズへの対応について述べさせていただきます。

まず、障害程度区分は調査書にて判断されます。調査書の中では、国で定められている 5 項目について判断していきます。その項目内容とは、食事、排泄、入浴、移動、行動障害及び精神症状でございます。

この調査をする際に、保健師などによる聞き取りが行われています。障害者の場合、障害程度区分が判断され、区分 1 から 6 まで分けられます。数字が高いほど障害の度合いも上がります。障害児に対しては区分 1 以上に相当する場合に支給されております。

ヘルパーサービスは、障害程度区分が 1 の場合でも受けられるということではありますが、障害程度区分が 2 や 3 であってもサービスを受けられなかったという相談があったため、その判断基準を伺うものです。

障害程度区分の判断基準は障害によるものなのか、収入によるものなのか、現状でわかりづらいという御意見もいただいております。

一方で、母親が就労している場合だと、母子家庭であっても、「レスパイトサービスの利用ができない」と言われた方もいらっしゃると思います。レスパイトサービスとは、休息、息抜きなどを意味し、このサービスは緊急時にも利用される。第1の目的は、障害を持った方を日常的にケアをしている家族などの介助者が、心身の充電をし、リフレッシュするために利用するものです。北米で発達し、欧米で広く行われている地域支援サービスの一つです。

日本においても全国的に広がりを見せており、独自の制度化に至った自治体も少なくありません。これは障害を持った方にとっても、家族以外の方との触れ合い、宿泊体験や余暇活動等を家族以外に行うことができる、生活の輪を広げる機会となります。また、普段から利用していれば、緊急時でも安心して預けることができます。

施設でのデイサービス、ショートステイを利用している場合でも、利用できる回数が少ないということも現状です。

実際、利府町にある障害児、障害者、健常児、高齢者を多機能にサポートする「さわおとの森」の職員の方々のお話では、多賀城市からの利用者数が少ないとお聞きしました。制度をいまだに認識されていない方もおられると思います。

かつて、障害者団体が運動で実現した駅ホームのエレベーターは、ベビーカーを押す母親や年配者の方々など、障害者だけではなく、みんなが助かっています。福祉は、同情からやってあげるものではなく、我が身のことを考えていただきたいと思います。

続いて、2問目の質問になります。道路拡張整備についての質問です。

高橋1号線、2号線の道路の幅員を、高橋3号線のようにして拡幅する必要があると思います。

まず、高橋1号線とは、市川から八幡改良踏切を渡り切ったあとの道路です。幅員は2.4メートルから12.5メートルで、長さは336.4メートルです。

次に、高橋2号線とは、高橋1号線からつながっており、市川多賀前から高崎花の木にかけての道路です。幅員は5.4メートルから17.5メートルで、長さは789.9メートルです。

そして、高橋3号線ですが、新田南錦町線を挟んで2号線の道路から仙台育英学園の校舎近くまでの道路です。幅員は16メートルから17.1メートルで、長さは619.9メートルです。

このように、高橋1号線、2号線を高橋3号線のようにしていただきたい四つの理由があります。

一つ目は、新田南錦町線に抜け、樋の口大橋へ行くのにも利便性がよくなります。新田南錦町線は幅員が18メートルから20メートルあり、高崎方面に行くのにも多くの方々が利用されております。

二つ目は、1号線を抜けた後の泉・塩釜線との関連も生かされます。1号線、2号線がスムーズに進むことによって、泉・塩釜方面へも抜けやすくなります。また、利府方面へも利用しやすくなると思います。

三つ目は、一本柳地区の企業誘致にも関連し、道路が広くなれば利用者もふえると予想されます。高橋3号線へつながる高橋1号線、2号線の拡幅によって、一本柳地区の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

四つ目は、将来、多賀城インターチェンジができることを考慮すると、より多くの人利用し、さらに交通量がふえることが予想されます。インターチェンジができる前に道路を整備しておく必要があるかと思えます。

私自身が実際道路を利用して感じてみるのが何点かありました。

まず、10時ごろに高橋1号線、2号線を車1台で走っていても、さほど不便さは感じませんでしたが、対向車が来ると、お互い減速しなければ通りにくいという印象をも受けました。そして、自転車、原動機付自転車の利用も見受けられました。しかし、自転車は、縁石が設置されていないため車道を走るほかなく、車も自転車を運転する側からも通りにくくなっていました。

また、農業従事者の方々は高橋1号線、2号線沿いの田園を利用しており、トラクターなどの通行も不便だというお話を伺っていました。やはりトラクターも通るとなると、道幅が狭く、追い越ししようにもやはりとても危険かと思えます。

また、高橋1号線、2号線では街灯がほとんどありませんでした。設置されていたのは高橋2号線を通る信号機付近と高橋2号線と新田南錦町線を挟む道路に設置されているのみでした。

そして、22時ごろに同じ道路をもう一度通ってみたところ、道路幅もなければ街灯も余りない状態では、運転を誤って道路からはみ出ることもあり得ないと思えます。街灯が少ないため、対向車がどのあたりを走っているのか予測できず、夜道での運転はとても危険なものに感じられました。22時ごろでも、車の往来は昼夜問わず利用されている道路だと実感しました。

市民の方々からは、高橋1号線上の八幡街路踏切を直してほしいという声も聞かれます。踏切は1車線なので、対向車がいる場合、譲り合って渡りますが、渡るタイミングを逃がしてしまうと、なかなか渡れなくなってしまうという状況は、皆さんも御経験あるかと思えます。踏切を渡り切った時点の道路の幅員は恐らく2メートル弱であり、とても渡りにくいのですが、多くの道路につながることができ、市民の方々は通りにくさを感じつつも、便利な抜け道として利用しております。

まずは道路を拡幅整備し、次に踏切を交通の便をよくしていくという計画を立ててはいかがでしょうか。その拡幅に際して、高橋3号線のように街灯、縁石も十分な道路にし、利用しやすい道路にしていきたいと思えます。将来、多賀城インターチェンジの開設されることも考慮すると、重要な幹線道路として位置づけられてはいかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

○副議長（根本朝栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、ヘルパーサービスにつきましては、障害者自立支援法に基づいて、居宅介護として支給される障害福祉サービスの介護給付です。



居宅介護のサービスには、入浴や排泄等の身体介護、調理や洗濯等の家事援護、援助、そのほか通院介助などがあります。

利用対象者の基準は、国が定める障害程度区分が区分 1 以上の障害者と、障害児にあっては、これに相当する心身の状態にあることが必要です。

支給決定におきましては、利用する障害者や家族等の状態を勘案し、日常生活を営むのに支障が生じる障害者等に対して支給することとなっております。

本市では、現在 19 人の方が居宅介護を利用しております。それぞれのケースについては、細やかな相談に応じ、その人に合った障害福祉サービスの支給決定を行っておりますので、御理解願いたいと思います。

それから、次に、高橋 1 号線、2 号線の道路拡張整備についてでございますが、高橋 1 号線の八幡街道踏切につきましては、過去の JR との協議において、農業用水路と線路のポイントが踏切に近接しているものの、技術的には拡幅工事が可能であるという回答を得ておりますが、これは非常にお金が多額にかかるということで、多額の工事費がかかるということで、早急な整備は困難と判断しております。

したがって、一本柳地区の開発区域や多賀城インターチェンジとの当面のアクセス路として、山王陸橋の改修を平成 22 年度から 24 年度に実施してまいります。

また、当該高橋 1 号線、2 号線の拡幅につきましては、将来の動向を見ながら検討してまいります。

○副議長（根本朝栄）

5 番米澤まき子議員。

○5 番（米澤まき子議員）

御答弁ありがとうございます。

障害者介護というのは、いろいろな面で、そのときに事態になってみないとわからないという部分がたくさんあると思います。

私の好きなシンガーソングライターの宮下リカさんという方が、ピアノで弾き語りしているのですが、その方の歌の一節の中に、「神様は 欲張りな私に 大切なものは何かを教えるためにこの子を授けた」という一小節があるのです。それはやはりお二人の障害を持つお子さんを持ってらっしゃる方なので、そのときに、やはり授からないとその痛みも何も知らなかったという歌だったので、やはり、私たちも生身の人間です。いつそういう形になるかわからないので、本当にまだその辺を理解している方も大変少ないかと思えます。

ですから、やはり緊急のときにでもすぐ対応できるという、そういう行政の対応もぜひどんどんと PR していただきながら、やっていただきたいと思えます。これに関しては答弁は必要ないです。

二つ目なのですが、こちらに関しても、多額の整備費用がかかるということで、でも、皆さん、やはり心の中では待ち遠しいと思っています。なかなかやはり利便性を考えた場合、やはりぜひとも必要な、確保してほしいという部分だと思えます。

特に、時代とともに土地の利用状況がやはり変化しているということで、一番には、障害のない、先ほどおっしゃっていただいた高橋2号線の拡幅とか、将来を見据えて実現されてほしい、必ずしてほしいというところがあります。その辺の見解をもう一度お願いしたいと思います。

○副議長（根本朝栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

将来の実現性というのは、確かにそうなのですが、特に踏切工事というのは物すごくかかるのです。高平の踏切工事というのは、御存じだと思うのですが、ここに、参考になればということで、拡幅工事だけで1億8,400万円、雨水工事で4億1,500万円というふうなことで、例えば八幡小学校のときのあれなども、下をくぐったもの、あれはたしか随分前の話ですけれども、3億円ぐらいかかっているのではないかというふうに、たしかそのくらいはかかっているのではないかと思いますけれども、いろいろな形で、踏切を拡幅するというのは大変な工事だということで、ましてやこの高橋1号線の場合ですと、かなり複雑なのです。ですから、答弁で申し上げましたように、山王陸橋の改修、そちらの方を急ぎまして、あそこをしっかりとものにまずしていくのが、プライオリティーとしては高いのではないのかということをお願いしたわけございまして、ぜひ御理解いただきたいというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○副議長（根本朝栄）

13番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（13番 吉田瑞生議員登壇）

○13番（吉田瑞生議員）

多賀城市自然エネルギー等・省エネルギー促進条例を制定することについて伺います。

宮城県は、宮城県環境基本条例を平成7年3月17日に制定し、宮城県環境基本計画を平成9年3月に策定している。

多賀城市も多賀城市環境基本条例を平成11年2月24日に制定し、多賀城市環境基本計画を平成13年1月に策定している。

宮城県は、環境基本条例及び環境基本計画に基づいて、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例を平成14年7月17日に制定し、宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画を平成17年9月29日に制定している。

本市においても、多賀城市自然エネルギー等・省エネルギー促進条例を制定し、多賀城市自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギー促進に関する基本的な計画を策定して、地球環境問題解決への貢献と持続的な発展を可能にする循環型社会を築き上げる施策を、総合的かつ計画的に推進することについて問うものであります。

菊地市長は、2月19日の施政方針において、「多賀城市環境基本計画につきまして、現計画の計画期間が平成22年度までとなっておりますので、新たな計画を平成21年、22年度の2力年で策定してまいります」と述べられました。

多賀城市環境基本計画は、平成 11 年 2 月 24 日に制定し、4 月 1 日に施行した多賀城市環境基本条例に基づき策定するもので、計画の実施期間を平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間とし、平成 12 年度に策定され、一部見直しをし、今日に及んでおります。

この計画の中では、第 4 章「施策の展開」の 2、「環境にやさしい循環型社会をつくる」の中の 2 項目目に、「地球環境問題に取り組む」とし、具体的な施策の項目に、一つ、新エネルギービジョンの策定、二つ、太陽エネルギー利用の促進、三つ、省エネルギーの促進の三つを示しております。

県の計画の中では、第 6 章「各分野に関する重点プログラム」の 1、「地域からの地球温暖化対策の推進」として、施策の方向性の項目に、1、脱・二酸化炭素連邦宮城の形成、2、自然エネルギーなどの導入促進、3、省エネルギーの促進、4、二酸化炭素吸収源の対策の四つを示しています。

宮城県は、この上位計画に基づいて宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例を制定しています。条例では、条例制定の趣旨を次のように記しております。「地球的な規模での資源、環境の有限性という制約に直面している今日、エネルギー需要システムを今後どのような形で構築していくかは、21 世紀社会にとって最重要課題の一つである。地球規模で考え、地域に根ざして行動することが求められている今、エネルギー施策を国家施策の問題としてのみとらえることなく、地域からの発想で、自発的かつ積極的な取り組みとして、私たちみずからが、毎日の生活の中で大切なエネルギーをより効率的に使用する意識を高め、実践するとともに、環境に優しい風力や太陽光・熱などを利用した自然エネルギー等の活用に努めることによって、限りある資源と良好な環境を可能な限り将来に引き継いでゆく必要がある。このような認識に立って、地球環境問題の解決に貢献し、持続的な発展を可能にする循環型社会を築き上げるため、私たちができる役割を最大限にみずから課すことを決意し、この条例を制定する」と明示しております。

この促進条例に基づいて、宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画を策定しております。

この中で、基本計画の目標に定め、目標達成に向けた県の施策として、自然エネルギー等の導入促進について次のとおり明記しています。

一つ、太陽光発電、二つ、太陽熱利用、3、バイオマス利用、4、燃料電池、5、クリーンエネルギー自動車など、導入促進の方向性を明らかにしています。

また、重点推進プロジェクトとして、次の四つの事業を重点的に取り組むとしています。

一つ、住宅の省エネルギー促進プロジェクト、2、脱・二酸化炭素連邦宮城形成事業、3、クリーンエネルギー自動車導入促進プロジェクト、4、再生可能エネルギー促進プロジェクトであります。

これら宮城県の先進的な自然エネルギーと省エネルギー促進の取り組みを先例的に見ることができるよう。京都議定書の目標達成に向けて、国内はもとより世界的な取り組みが進められており、地域から地球温暖化対策を推進するため、二酸化炭素を出さない自然エネルギー等の導入を積極的に進めることが必要不可欠の今日的な課題であります。

昨年 7 月 7 日から 9 日、北海道洞爺湖で先進国首脳会議（サミット）が開催され、注目の地球温暖化問題について、2050 年までに、世界全体の温室効果ガスの排出量を、少なくとも 50%削減する目標を世界で共有するよう求めていくことで一致し、低炭素社会の実現へ歩き出しました。

オバマアメリカ大統領は、2月24日夜、日本時間25日午前の施政方針演説で、エネルギー政策で次のように表明しました。

1、クリーンで再生可能なエネルギーを利用する国が21世紀を主導する。2、エネルギー効率が高い経済をつくるため、史上最大の取り組みを表明したのは中国だ。3、我々は太陽光発電を発明したが、製品化ではドイツや日本におくれをとる。4、我々の工場で新型の家庭用電源で充電できるプラグ・イン・ハイブリット車が生産されるが、動力のバッテリーは韓国製だ。5、気候変動による破壊から地球を救うためには、クリーンで再生可能なエネルギーを利潤性のあるものにしなければならない。6、風力、太陽光、バイオ燃料などの再生可能エネルギー開発に年間150億ドルを投資すると主張しております。

政府は、「緑の経済と社会の変革」をテーマに、1、2015年までに環境ビジネス市場を100兆円規模に拡大し、220万人の雇用を確保する。2、環境分野に投資する企業への無利子融資制度の創設や、次世代自動車などの購入を促す施策を拡充する。3、カーシェアリングなどを支援し、国、自治体庁舎や学校など公共施設への太陽光発電導入も推進するとし、これら環境関連の経済活性化策を3月末までにまとめる方針であります。

太陽電池は、御承知のとおり、太陽光のエネルギーを電気エネルギーに変換する装置です。平成19年に生産量世界一の座をドイツのQセルズに奪われたシャープを初め、京セラ、三洋電機など、これまでの日本系メーカーが強い分野でありました。各社が増産に動く中、シャープは首位奪還を目指し、ことし中にも大阪府の堺市に世界最大級の工場を稼働させるため、現在建設中であります。

政府は、平成20年度補正予算で措置し、ことし1月から家庭用の太陽光発電を設置した1世帯当たり21万円から25万円ほどを補助しております。

2月22日の朝、仙台放送のテレビに出演していた小宮山宏東京大学総長と齊藤鉄夫環境大臣との対談において、小宮山総長は、「スーパーエコ日本計画」を提唱されました。あわせて、日本の環境新技術と、国がビジョンを持つことによって、世界における地位を築くことを語られました。我が国の国家像として実現すべき目標であります。

以上、多賀城市自然エネルギー等・省エネルギー促進条例を制定し、多賀城市自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの推進に関する基本的な計画を策定して、地球環境問題解決への貢献と持続的な発展を可能にする循環型社会を築き上げる施策を、総合的かつ計画的に推進することを求めるものであります。

以上、市長の所見を求めます。

○副議長（根本朝栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問の自然エネルギーや省エネルギーの推進につきましては、現状の地球環境問題の中で、持続可能な循環型社会の構築には欠かせないものであり、国の温暖化対策でも重要施策の一つでもあります。

これを受け、宮城県におきましても、先ほど御指摘のとおり、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例を制定し、その具体的な取り組みについて、宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画を策定しております。

本市としましても、地球温暖化防止への取り組みとして、自然エネルギーや省エネルギーの促進が最も重要なことと認識しております。

ただし、自然エネルギーの促進について、市町村レベルにおいて取り組む場合、その地勢や環境に左右されることから、一般的に個人住宅への太陽光発電等の設置促進が考えられ、かなりの財源が必要とされることは御承知のことと思います。

現在、国の自然エネルギー対策といたしましては、京都議定書批准に係る政策の一つとして、経済産業省において平成 21 年度に 238 億円規模の住宅用太陽光発電システム補助金を計上しております。

このようなことから、本市といたしましては、自然エネルギー施策につきましては、国・県等、その動向を見定めながら、今後の施策に反映していきたいと考えております。

一方、省エネルギーの促進については、市町村レベルにおいて身近で取り組みやすいことから、今までに環境家計簿の実践や省エネマークの活用法など、広報、イベントを通じ、さまざまな機会、方法により呼びかけてまいりました。

また、市内部におきましても、多賀城市環境マネジメントシステムによる省エネへの取り組みについては、一定以上の実績を上げており、毎年その成果については広報を通じ公表しており、職員みずからが市民の規範となるよう努めているところでございます。

御提言のありました条例の制定に関してですが、現在、本市では、平成 23 年度を初年度とする第 2 次多賀城市環境基本計画の策定を進めているところであり、当該計画を策定していく中で、環境施策に対する市民の皆さんの御意見をいただき、また、市民の皆さんが取り組みやすい方法を検討してまいりたいと考えています。

その中で、自然エネルギーや省エネルギー促進施策に関する取り組み、あるいは条例の制定についての御意見も伺っていききたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○副議長（根本朝栄）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

先ほど大綱的なことは述べたのですが、多賀城市でも平成 10 年に新築された「太陽の家」では、太陽光発電システムを導入されているわけですね。誇れる事業として私は非常に喜んでいて、これまでも、あのような取り組みをされたということが、非常に多賀城市の一つのエポックであるというふうに思って、これらを拡充する方策をと思いつつおりました。

今、いろいろな形での内需の拡大とか経済の活性化とかということが話されているのですが、先ほども述べたとおり、地域から取り組むことが非常に重要なのだということで、物づくりのパワーとか、ソフトパワーとか、まさにグリーンパワーをやはり地方からも積極的に担っていく、その担い手としての役割を果たす時代であろうと。こういう問題の認識であります。

市長も同感されると思いますが、そこでなのですが、そのことによって、物づくりや内需拡大がされることによって、今課題の雇用も新たに創出されると、そういう施策の中身でもあるのです。それを地域からということなのです。

そういう極めて重要な今日的な政策課題をひっ提げて取り組むテーマではないかと。それが景気対策の柱にもなっていて、先ほど市長答弁にもありましたけれども、経済産業省が予算を計上していると。これは平成 21 年度の予算で計上していることを私も読みました。かなりの予算を重点的に計上して、取り組まれているという国の立場でもあります。

さらに重要なのは、そういうことを本当に、市長答弁にありましたけれども、市民が真に理解を深めて取り組んでいくということに当然尽きるわけですが、市の果たす役割についても、先ほどちょっと述べましたけれども、環境省は、ことしの 3 月末までに先ほどのプランを策定するというので、三つの柱を紹介しました。その三つの柱の 3 番目のところで、私は述べましたけれども、いわゆる自治体の庁舎、または学校などにもそれらの太陽光発電を設置していくということ、国のレベルでも取りまとめる方向で、今作業が進んでいて、内容を詰める話がされていることを、やはり問題意識として先取りしてはどうかという考え方もあります。

たまたま、私も 2 月 22 日の朝の仙台放送のテレビを見ていまして、非常に教訓的な話として先ほど紹介させていただきましたけれども、小宮山東大総長と齊藤環境大臣との対談の中で、本当に日本の地位を築くのはまさにこれだと思って聞いたのですが、東大総長は「スーパーエコ日本計画」、こういう表現をされました。それを日本がやれる力があるのです。それだけ日本はやはり環境新技術を持っているのだということ、いみじくもオバマ氏が大統領就任施政方針演説で語られましたけれども、日本はそういう地位にある。

私も、堺市のシャープの取り組みについて非常に関心があるものですから、以前見たこともありますが、まさに世界の首位奪還を目指して、日本の産業がそこにやはり今、手を差し伸べようとしている。そのことに我々地域からも大いに支え、こたえ、そしてまさに、先ほどの洞爺湖サミットではありませんけれども、その役割を先進的に日本が果たしていく、その担い手としての地域からの役割を我々が担おうではないか、そのための自然エネルギーを柱とする新たな条例を制定して、政策をやはり包括的に、総合的に、組織的に、計画的に推進する施策を体系的につくり上げる、そういう意味合いの条例だと。

もう市長は篤と、県議会で計画策定の議案で審議されてきた立場ですから、承知されていると思ひまして、私も改めて県で策定した当時の議会での資料を見させていただきましたけれども、市長は、もう当時審議に携わってきていて、これを推進した立場ですから、よくわかっているのですが、そんなことを考えていこうではないかという趣旨なのです。

先ほど市長の答弁にもありましたけれども、ぜひそういう立場で、条例の制定について市民にも伺いながら、その方向性を目指していただきたい。

冒頭にも述べましたけれども、計画そのものを 10 年間改めて、2 力年の作業で取り組むというのは、それはそれとしてぜひやっていただきたいし、その中にも網羅的に、包括的にその課題をぜひ盛り込んでほしいと思います。

再度繰り返しますが、その中で、重点的には自然エネルギーを、日本が技術的にも可能なレベルにあるし、世界のトップクラスを走っているのだと。多賀城市においても「太陽の家」でそれを平成 10 年度に実施しているのだということに、お互い誇りを持って取り組んでいくことが、日本の経済的にも、文化的にも、技術的にも発展策を築く役割の担い手を果たしていくのだということだと思ひます。

最後に一言だけつけ加えます。4月2日に金融サミットが開かれますね。恐らくサミットの主要なテーマにこの課題なるものだというふうに私は実は思います。先ほども幾つか例を挙げました。中国のことも、アメリカのことも、ドイツのことも、韓国のことも、オバマ氏の演説を引用して触れましたけれども、4月2日の金融サミットの主要なテーマの一つになって、日本のこの、また世界のこの危機的な状況を打開する知恵を人間が果たす、その存在と役割を課せられているのではないかと。その役割を日本が、多賀城市が堂々とその先陣を走っていこうではないかと、こんな思いで述べさせていただきました。市長の所見を伺って、私の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、吉田議員からいろいろなことを御提言いただきましたけれども、大きく言えば、オバマさんのグリーン・ニューディールですか、というふうなことですけれども、身近な、卑近な例で言うと、東北電力で七ヶ浜に太陽光発電を、恐らく東北の基地になるような感じで始めるということでございますので、いろいろと非常に勉強になるようなこと、条例化ということも考えていかななくてははいけなかなという思いはするわけでございます。

前には、深谷議員からですか、エコカーというようなことも、ハイブリットの車を今度公用車は使ったらいいのではないかと。もう導入しているところも多賀城市でもありますけれども、そんな御指摘もいただきました。

この庁舎も、西側は完全に終わったのですけれども、東側、この辺一帯がまだ終わっていないということもあって、財政難ということもありますので、建て直すようなことがあれば、これはこれからいろいろ計画していくわけでございますけれども、その中に太陽光発電等も、ある部分については自家発電で賄えるようなことも、取り入れていかなければいけないかというふうな思いがいたします。

いずれにしましても、先ほどあった経済産業省、平成21年度、太陽光発電施設の補助金ということでございますから、恐らく国の方針とも相まって、各市町村がこのことに倣っていくのではないかという思いもいたします。市民の理解も得られないと、そしてまた、市民の方々もそういうものに賛同していただかないと、なかなかこれを敷衍することは難しいというふうに思いますので、当然条例の制定も考えながら、これからこのことに関しましては取り組んでいきたいという姿勢でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（根本朝栄）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

一つだけ、私、先ほどの仙台放送テレビの2月22日の中身を見ていたことから学んだのは、ちょっと今、市長も触れたのですが、「日本版グリーンニューディール政策」という表現です。東大の総長はこの辺をやめるべきだと指摘したのです。私もそうだと思って実は聞きました。先ほど紹介しましたけれども、そうでないのだと。アメリカ版の焼き直しとか、アメリカのことも受け継いでとか、それに比較してということではなくして、日本はもっと素晴らしいものがあるのだということで、「スーパーエコ日本計画」というふうにそれを置きかえるということ、環境大臣にテレビの前で明言したのです。その場で環境大臣は、

「きょうから日本版グリーン・ニューディールという言葉を使うことはやめます」と宣言されたのです。テレビで放映されました。

私はそれを聞いていて、うーん、この小宮山東大総長の提言というのは、すばらしい内容をひっ提げていると。いろいろな事象を語りました。いろいろな事実関係も報道されました。結論はそういうことを述べたのです。

そこで、ずうっとマスコミも報道界も、あのオバマ氏の発言以来、「日本版グリーン・ニューディール政策」と。最近も河北新報もその表現で書きましたけれども、「うーん、なるほどな」と。東大総長の提言、さらに深味のあることを述べられたなと思って、恐らく日本政府も、先ほど私が紹介した3月末にまとめる方策の中では、使わないのだろうと思うのです。環境大臣が明言しましたから。閣議で恐らく定めるのだと思うのですけれども、言うならば、言いたいことは、アメリカの存在よりも世界的に日本がトップの地位を築けるものがあるのだと。それだけのものが糧として存在するのだということを、両者との対談で明らかにされたということ、教訓的に受けとめるべきではないかと、私自身が学んだことを披瀝して、質問を終わります。

○副議長（根本朝栄）

これをもって一般質問を終わります。

---

日程第3 議案第22号 平成21年度多賀城市一般会計予算

日程第4 議案第23号 平成21年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第24号 平成21年度多賀城市老人保健特別会計予算

日程第6 議案第25号 平成21年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第26号 平成21年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第8 議案第27号 平成21年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第28号 平成21年度多賀城市水道事業会計予算

○副議長（根本朝栄）

この際、日程第3、議案第22号 平成21年度多賀城市一般会計予算から、日程第9、議案第28号 平成21年度多賀城市水道事業会計予算までの平成21年度多賀城市各会計予算を一括議題といたします。

お諮りいたします。本予算の提案理由については、さきの施政方針の中で予算案説明趣旨として既に説明されておりますので、この際、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第22号から議案第28号までの平成21年度多賀城市各会計予算については、委員会条例第6条の規定により、21人の委員をもって構成する予算特別委員



会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(根本朝栄)

御異議なしと認めます。

よって、本案7件については、21人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員21人を指名いたします。

---

○副議長(根本朝栄)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月3日から3月10日までは休会といたします。

来る3月11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時50分 散会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年3月2日

議長 阿部 五一

副議長 根本 朝栄

署名議員 中村 善吉

同 吉田 瑞生